

財 関 第 1599 号
平成 28 年 12 月 27 日

(各) 稅関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 梶川 幹夫

「水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の
際における取扱いについて」の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）の一部の施行に伴い、農林水産省消費・安全局長からの通知に基づき、「水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて」（平成 8 年 7 月 19 日蔵関第 582 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 29 年 1 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。